

# 18 育児・介護との両立

## 育児・介護休業法とは

育児や家族介護を行う労働者の仕事と家庭の両立支援のために「育児・介護休業法」が定められています。

労働者が育児休業、介護休業や子の看護休暇等の申出をしたこと、あるいは取得したことを理由とする解雇、その他不利益な取扱いも禁止されています。

## 育児との両立

### ○ 育児休業制度

#### [対象者]

原則として1歳未満の子を養育する労働者が対象となります(日々雇用される者を除く)。期間雇用者は次の要件に該当する場合に対象となります。

- ・子が1歳6か月になるまでに雇用契約がなくなることが明らかでないこと
- ・配偶者が専業主婦(夫)や育児休業中である場合でも取得することができます。

#### [出生時育児休業]

子の出生後8週間以内で、28日間を限度に、2回まで分割して取得できます。原則として休業開始予定日の2週間前までに、休業開始・終了予定日などを明らかにして書面で申し出なければなりません。(分割して2回取得する場合は、まとめて申出を行う必要があります。)

#### [育児休業]

出生時育児休業とは別に、子が1歳までの間に2回まで分割して取得できます。原則として休業開始日の1か月前までに、休業開始・終了予定日などを明らかにして書面で申し出なければなりません。両親ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間に1年間取得できます。

#### [1歳以降の延長]

保育所に入れない等、必要と認められる一定の場合には1歳6か月までの間で1回、さらに延長が必要な場合は子が2歳に達するまでの間で1回休業をすることができます。原則として休業開始日の1か月前までに申し出なければなりません。




## [育児・介護休業法の改正ポイント]

- ① 出生後8週間以内に4週間まで分割して2回育児休業を取得できるようになります。(令和4年10月1日施行)
- ② 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置が事業主の義務になります。(令和4年4月1日施行)
- ③ ①とは別に、育児休業を分割して2回まで取得できるようになります。(令和4年10月1日施行)
- ④ 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されます。(令和4年4月1日施行)
- ⑤ 従業員1,000人超の企業は、育児休業等の取得状況の公表することが義務になります。(令和5年4月1日施行)

## その他の制度



- 子の看護休暇制度(2021年1月1日より時間単位で取得可能です。)
- 所定外労働の制限制度

### 育児との両立のための支援制度

名称	内容
ふくおか子ども情報 (ホームページ)	子育て支援情報のホームページです。各種サービスのほか、保育所の詳細情報などがご覧いただけます。 
保育所(園) ※このほか、小規模保育事業等を実施しています。	延長保育や休日保育などを実施している保育所(園)もあります。 [お問い合わせ・ご相談]⇒各区保健福祉センター子育て支援課 P.50
幼稚園2歳児受入 促進事業	一部の幼稚園で2歳児保育を実施しています。 [お問い合わせ・ご相談]⇒子ども未来局子育て支援部運営支援課 TEL 711-4245 P.53 MAP G-2 中央区天神1-8-1 [メール] uneishien.CB@city.fukuoka.lg.jp
産休明けサポート事業	産休明けから、保育所等の利用が可能となる生後3か月までの間、家庭での保育ができない方を対象にベビーシッター派遣費用の一部を助成します。 [お問い合わせ・ご相談]⇒子ども未来局子育て支援部事業企画課 TEL 711-4114 P.53 MAP G-2 中央区天神1-8-1 [メール] jigyokikaku.CB@city.fukuoka.lg.jp 
病児・病後児デイケア 事業	病気やその回復期の子どもの保育が、保護者の勤務などの都合により家庭で困難な場合、一時保育します。(利用者対象年齢:0歳～小学校6年生) [お問い合わせ・ご相談]⇒子ども未来局子ども部子ども健全育成課 TEL 711-4065 P.53 MAP G-2 中央区天神1-8-1 [メール] kenzenikusei.CB@city.fukuoka.lg.jp 

※次ページへ続く

育児との両立のための支援制度

名称	内容
一時預かり事業	<p>保護者が冠婚葬祭や通院、リフレッシュなど必要な時に、児童(対象年齢6か月～小学校就学前)を一時的にお預かりします。</p> <p><b>[お問い合わせ・ご相談]⇒こども未来局子育て支援部事業企画課</b> TEL 711-4114</p> <p><b>P.53 MAP G-2</b> 中央区天神1-8-1 <b>[メール]</b> jigyokikaku.CB@city.fukuoka.lg.jp</p> 
子育て短期支援事業(子どもショートステイ)	<p>保護者が病気や冠婚葬祭などのため、一時的に家庭で養育できない子どもを、児童養護施設や乳児院などで短期間(原則7日間以内)お預かりします。</p> <p><b>[お問い合わせ・ご相談]⇒各区保健福祉センター家庭児童相談室 P.50</b></p>
ファミリー・サポート・センター事業	<p>地域の中で「子育てを応援してほしい人」と「子育てを応援したい人」を結ぶ会員組織です。保育所等へのお迎えやその後の預かり、用事があるときの預かりなどを行います。(対象年齢3か月～小学校6年生、障がいがあるなど特別な支援が必要な場合は概ね18歳まで)</p> <p><b>[お問い合わせ・ご相談]⇒</b> 福岡ファミリー・サポート・センター事務局 本部(市社会福祉協議会内) TEL 736-1116</p> <p><b>P.54 MAP J-1</b> 中央区荒戸3-3-39(市民福祉プラザ2F)</p> 
留守家庭子ども会	<p>放課後帰宅しても保護者が労働等のため不在である家庭の小学生を対象として、小学校内に「留守家庭子ども会」を設置し、児童の健全育成と子育て支援を行っています。</p> <p><b>[お問い合わせ・ご相談]⇒教育委員会総務部放課後こども育成課</b> TEL 711-4662 <b>P.53 MAP G-2</b> 中央区天神1-8-1 <b>[メール]</b> k-ikusei.BES@city.fukuoka.lg.jp</p>

毎月1～7日は **いっしょにふくおが子ども週間** です。

毎月1～7日の少なくとも1日は、早めに帰宅して家族と過ごしたり、地域の子ども育成活動に参加するなど、子どもたちのためにできることに取り組んで、社会全体で子どもたちをしっかりとバックアップしていきましょう!



## 介護との両立

### ○ 介護休業制度

#### [対象者]

要介護状態にある対象家族の介護を行う労働者が対象となります(日々雇用される者を除く)。

期間雇用者は次の要件に該当する場合に対象となります。

- ・ 介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6か月を経過する日までに雇用契約がなくなることが明らかでないこと

#### [介護する家族の範囲]

配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫。

#### [申出の回数および方法]

特別の事情がない限り、対象家族1人につき3回です。原則として介護休業開始予定日の2週間前までに、休業開始・終了予定日など必要な事項を明らかにして書面で申し出なければなりません。

#### [期間]

対象家族1人につき、通算93日まで、3回を上限として労働者が申し出た期間です。

### その他の制度

#### ○ 介護休暇制度(2021年1月1日より時間単位で取得可能です。)

#### 介護との両立のための支援制度

名称	内容
働く人の介護サポートセンター	<p>介護と両立して仕事を続けられるように、情報提供やアドバイスを行う相談窓口です。</p> <p><b>[お問い合わせ・ご相談]</b> TEL 982-5407 <b>P.53 MAP G-2</b> 中央区天神1-8-1 地下1階</p>

## 育児・介護のどちらにも適用される制度や決まり

- 短時間勤務等の措置
- 所定外労働の制限制度
- 時間外労働の制限制度
- 深夜業の制限制度
- 不利益取扱いの禁止
- 紛争解決の援助及び調停制度

#### ■ 育児・介護休業法に関するお問い合わせ・ご相談

<b>P.52</b> <b>MAP D-1</b>	福岡労働局雇用環境・均等部指導課 博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4F	TEL 411-4894
<b>P.54</b> <b>MAP H-4</b>	福岡県福岡労働者支援事務所 中央区赤坂1-8-8 福岡西総合庁舎5F	TEL 735-6149

